

らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱

平成21年3月	3日	制定
平成22年4月	1日	改正
平成23年3月23日		改正
平成24年4月	1日	改正
平成25年4月	1日	改正
平成27年4月	1日	改正
平成28年4月	1日	改正
平成30年4月	1日	改正
平成31年4月	1日	改正
令和3年4月	1日	改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定めたらくなん進都の区域（以下「地区」という。）における産業集積の促進を図り、もって地区のまちづくりの発展に寄与するため、地区内への企業立地に協力する土地所有者に対する奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第3条又は京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第3条の規定による補助金の交付の対象者に該当するものをいう。
- (2) 事業所等 次のア～エに該当する施設をいう。
 - ア 本社
 - イ 事務所（ただし、延べ面積1,500㎡以上かつ、主たる用途が事務所である施設又は事務所の用に供する面積が1,500㎡以上である施設）
 - ウ 京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第2条第2号に規定する工場、開発拠点又は研究所及び京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第2条第2号に規定する施設
 - エ 製造業等が自社の事業のために使用する倉庫（ただし、延べ面積200㎡以上のものに限る。）
- (3) 貸し事業所の新築等 地区内に土地を所有する個人又は法人が当該土地において、企業に賃貸することを目的として行う建築物の新築、増築又は改築をいう。
- (4) 一団の土地 一体として利用可能なひとまとまりの土地のことをいう。

(交付の対象)

第3条 奨励金は、地区内に一団の土地を所有する法人又は個人（以下「交付対象者」という。）が地区内に立地をしようとする企業に対して行う当該一団の土地の売却若しくは貸付け又は当該一団の土地における貸し事業所の新築等で次の各号に掲げる要件を満たすもの（以下「交付対象事業」という。）に交付するものとする。

- (1) 第6条の規定による奨励金の指定の決定を受けた日から6年以内に、企業が事業所等としての使用を開始するものであること。
- (2) 土地の売却にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 売却する土地の面積が500㎡以上であること。

イ 売却した年の1月1日において、交付対象者が継続して5年を超える期間所有していたこと。
ただし、相続により土地を取得した場合は、被相続人の所有期間を含めることができるものとする。

(3) 土地の貸付けにあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 貸し付ける土地の面積が500㎡以上であること。

イ 企業が、貸付けを受けて事業所等として使用する期間が継続して10年以上であること。

(4) 貸し事業所の新築等にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 新築等を行う部分の延べ床面積が500㎡以上であること。

イ 企業が、貸付けを受けて事業所等として使用する期間が継続して3年以上であること。

2 前項に規定する交付対象事業が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるなど、市長が不適切と判断した場合は、交付の対象としない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる額とする。ただし、同表右欄に掲げる額を限度とする。

2 1の交付対象事業に対して2以上の交付対象者がある場合、奨励金は当該土地の持分に応じた額を配分する。

(交付対象事業の指定の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業に着手する日の前日までに、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付対象事業指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付対象事業に係る土地の登記事項証明書

(2) 個人である申請者にあつては、住民票の写し

(3) 法人である申請者にあつては、法人の登記事項証明書

(4) 企業の概要が分かる書類

(5) 貸し事業所の新築等にあつては、延べ床面積が分かる設計図面等

(6) その他市長が必要と認める書類

(指定の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、交付対象事業に指定することが適当であると認めるときは、交付対象事業の指定を決定するものとする。ただし、同一の土地における貸し事業所新築等の場合は、指定を1回に限るものとする。

2 市長は、前項の場合において、奨励金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、第3条の規定にかかわらず、事業の目的、性質、態様等から交付対象事業の指定を不適当と認めるときは、指定しないことを決定するものとする。

(指定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定により、交付対象事業として指定を決定したときは、指定を受けた申請者（以下「指定事業者」という。）に対し、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付対象事業指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定により、交付対象事業として指定しないことを決定したときは、申請者に対し、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付対象事業不指定決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 指定事業者は、交付対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに
らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付対象事業変更・中止・廃止届出書(第4号
様式)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 申請書又は添付書類に記載した事項に変更(軽微なものを除く。)があったとき。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止したとき。

(指定の決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による交付対象事業の指定の決
定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 指定事業者が交付対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は交付対象事業が中止若しくは
廃止の状態にあると認められるとき。
 - (3) 指定事業者が、偽りその他不正の手段により、交付対象事業の指定の決定を受けたとき。
 - (4) その他交付対象事業の指定をすることが特に不相当であると市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により、交付対象事業の指定を取り消したときは、らくなん進都企業立地促進
のための土地所有者奨励金交付対象事業指定取消決定通知書(第5号様式)により通知するものとす
る。

(使用開始の届出)

第10条 指定事業者は、企業が事業所等としての使用を開始したときは、速やかに使用開始報告書(第
6号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 企業が事業所等としての使用を開始したことを明らかにする書類
- (2) 土地の売却にあつては、売買契約書の写し
- (3) 土地の貸付けにあつては、賃貸借契約書の写し
- (4) 貸し事業所の新築等にあつては、次に掲げる文書
 - ア 工事請負契約書の写し
 - イ 賃貸借契約書の写し
 - ウ 建物平面図

(交付の申請)

第11条 指定事業者からの条例第9条の規定による申請は、企業が事業所等としての使用を開始した
日の属する年の翌年の1月1日(使用を開始した日が1月1日である場合は、使用を開始した日の属
する年の1月1日)を賦課期日とする指定事業者に賦課された期限の到来した市税の納付後、速やか
に、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付申請書(第7号様式)に、次の各号に
掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、土地の貸付け及び貸し事業所の新築
等の場合にあつては、交付を受けようとする各年度ごとに申請するものとする。

- (1) 市税の納付を証する書類
- (2) 土地の売却にあつては、指定事業に係る土地の登記事項証明書
- (3) 土地の貸付け又は貸し事業所の新築等の場合にあつては、交付対象事業に係る固定資産税及び都
市計画税の納税証明書並びに土地公課証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請が到達した日から14日以内に、奨励金の交付及び交付額又
は不交付を決定する。

2 前項の規定に基づき、交付を決定したときは、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励

金交付決定通知書（第8号様式）により、不交付を決定したときは、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金不交付決定通知書（第9号様式）により、指定事業者に通知するものとする。
（地位の承継）

第13条 相続、合併又は分割により、被交付決定者から対象事業を承継しようとするものは、市長の承認を得て、当該被交付決定者としての地位を承継することができる。

2 被交付決定者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ、らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金被交付決定者承継承認申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。
（補則）

第14条 この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施前に、京都市企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱（平成21年3月3日制定）第7条の規定により奨励金対象事業の指定の通知を受けたものは、第6条の規定により奨励金の交付の決定の通知を受けたものとみなして、この要綱を適用する。

（関連要綱の廃止）

3 京都市企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年3月23日から実施する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前のらくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱第6条の規定により交付する旨を決定した奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前のらくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱第6条の規定により交付対象事業に指定する旨を決定した奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前のらくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱第6条の規定により交付対象事業に指定する旨を決定した奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前のらくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金交付要綱第6条の規定により交付対象事業に指定する旨を決定した奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

土地の売却	売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.05を乗じて得た額	5,000,000円 ただし、売却する土地の面積が1,000㎡以上である場合は、 15,000,000円
土地の貸付け	企業が事業所等としての使用を開始した日の属する年の翌年の1月1日（使用を開始した日が1月1日である場合は、使用を開始した日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から6年度分の交付対象事業に係る土地に対する固定資産税及び都市計画税に相当する額	単年度当たりの限度額 2,000,000円
貸し事業所の新築等	企業が事業所等としての使用を開始した日の属する年の翌年の1月1日（使用を開始した日が1月1日である場合は、使用を開始した日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から6年度分の交付対象事業に係る土地に対する固定資産税及び都市計画税に相当する額（土地のうち、事業所等の用に供すものとみなされる部分に係る額に限る。）	単年度当たりの限度額 2,000,000円

備考 この表の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。